○米原市スポーツ大会出場激励金交付要綱

 (趣旨)

第１条　この要綱は、市民のスポーツ活動を促進し、市のスポーツの振興を図るため、オリンピック・パラリンピック、国際大会および全国大会等に出場が決定した個人または団体に対し、予算の範囲内で米原市スポーツ大会出場激励金(以下「激励金」という。)を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第２条　この要綱による激励金の交付対象となる大会は、当該各号に定めるものとする。ただし、親善、交歓等を目的に開催される大会および小中学校の体育連盟が開催する大会は除くものとする。

(１)　オリンピック・パラリンピック　国際オリンピック委員会が開催するオリンピックおよび国際パラリンピック委員会が開催するパラリンピックとする。

(２)　国際大会　公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程(以下「加盟団体規程」という。)第２条に定める加盟団体(以下この項において同じ。)の競技で、国内予選会の代表または当該加盟団体の推薦をもって出場する国際大会とする。

(３)　全国大会　公益財団法人日本スポーツ協会、加盟団体、加盟団体規程第３条に定める準加盟団体および公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する大会で、県内予選会の代表または加盟団体規程第２条第２号に定める加盟都道府県体育・スポーツ協会等の推薦をもって出場する全国大会とする。

(４)　市長が認める全国大会　前号に掲げる全国大会以外で市長が認める全国大会とする。

(５)　県域を越える大会　前２号に掲げる全国大会を除いた県域を超える大会とする。

(交付対象者)

第３条　激励金の交付の対象となる者は、前条各号に掲げる大会に出場することが決定した個人または団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　市内に住所を有する小学生以上の個人または市内に拠点を有する団体で、その参加する大会の規定により登録するアマチュアの選手、監督およびコーチ。ただし、コーチについてはオリンピック・パラリンピックまたは国際大会に限り交付の対象とする。

(２)　市外に住所を有する者で市内の小学校または中学校を卒業したもの。ただし、前条第３号から第５号までに掲げる大会を含む国内大会については、国民スポーツ大会(国民スポーツ大会ふるさと選手制度に定めるふるさと選手の滋賀県代表として出場する場合に限る。)のみを交付の対象とする。

(激励金の額)

第４条　激励金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、１人当たり年間10万円を限度とする。

(交付申請等)

第５条　前条の激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会出場激励金交付申請書兼請求書(様式第１号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、当該大会の開催期日まで（当該大会の日程上、提出が困難な場合は大会終了後30日以内まで）に市長に提出するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(１)　大会開催実施要項またはこれに準ずる書類

(２)　大会出場者名簿その他大会に出場することを確認できる書類

(３)　前２号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

２　第３条第１号に規定する団体にあっては、その団体の代表者が交付の対象となる者を代表して前項の申請をすることができる。

３　市長は、第１項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、激励金を交付するものとする。

(結果の報告)

第６条　激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかにスポーツ大会出場激励金に係る出場結果報告書(様式第２号)に関係書類を添付して市長に提出するものとする。

(激励金の返還)

第７条　市長は、当該大会が中止となったとき、または激励金の交付を受けた者が虚偽の報告その他不正の手段により激励金の交付を受けたと認められるとき、もしくは激励金の交付を受けた者の責めに帰する理由により当該大会に出場できないときは、激励金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

付　則(平成28年７月７日告示第230号)

この告示は、告示の日から施行する。

付　則(平成29年４月１日告示第126号)

この告示は、告示の日から施行する。

付　則(平成31年４月１日告示第111号)

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

　　　付　則(令和６年４月１日告示第　号)

　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表(第４条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 大会 | 激励金の額 |
| オリンピック・パラリンピック | 出場１人につき50,000円 |
| 国際大会 | 国外開催の場合　出場１人につき30,000円国内開催の場合　出場１人につき10,000円 |
| 全国大会 | 出場１人につき5,000円 |
| 市長が認める全国大会 | 出場１人につき3,000円 |
| 県域を越える大会 | 出場１人につき2,000円 |